

## 地下水水質検査結果

## a-1) 地下水水質（平成20年度）

平成20年度における調整池工事中における地下水排水に伴う水質の調査結果は表2-3-3(a)に示すとおりである。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンともに、検出下限値以下であった。

表2-3-3(a) 2号公園調整池（4号調整池）工事における地下水汲み上げ井戸の地下水水質の調査結果

年月日	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
	単位：mg/L	単位：mg/L
平成20年11月18日（火）	<0.007	<0.005
汲み上げ中断（上記は試験汲み上げ）		
平成21年1月20日（火）	<0.007	<0.005
平成21年1月27日（火）	<0.007	<0.005
平成21年2月3日（火）	<0.007	<0.005
平成21年2月10日（火）	<0.007	<0.005
平成21年2月17日（火）	<0.007	<0.005
平成21年2月24日（火）	<0.007	<0.005
平成21年3月3日（火）	<0.007	<0.005
平成21年3月10日（火）	<0.007	<0.005
平成21年3月17日（火）	<0.007	<0.005
平成21年3月24日（火）	<0.007	<0.005
平成21年3月31日（火）	<0.007	<0.005

## a-2) 地下水水質（平成21年度）

平成21年度における調整池工事中における地下水排水に伴う水質の調査結果は表2-3-3(b)に示すとおりである。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンともに、検出下限値以下であった。

表2-3-3(b) 3号公園調整池（3号調整池）工事における地下水汲み上げ井戸の地下水水質の調査結果

年月日	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
	単位：mg/L	単位：mg/L
平成21年8月18日（火）	<0.007	<0.005
汲み上げ中絶（上記は試験汲み上げ）		
平成21年9月1日（火）	<0.007	<0.005
平成21年9月8日（火）	<0.007	<0.005
平成21年9月15日（火）	<0.007	<0.005
平成21年9月22日（火）	<0.007	<0.005
平成21年9月29日（火）	<0.007	<0.005
平成21年10月6日（火）	<0.007	<0.005
平成21年10月13日（火）	<0.007	<0.005
平成21年10月20日（火）	<0.007	<0.005
平成21年10月27日（火）	<0.007	<0.005

## a-2) 地下水水質（平成23年度）

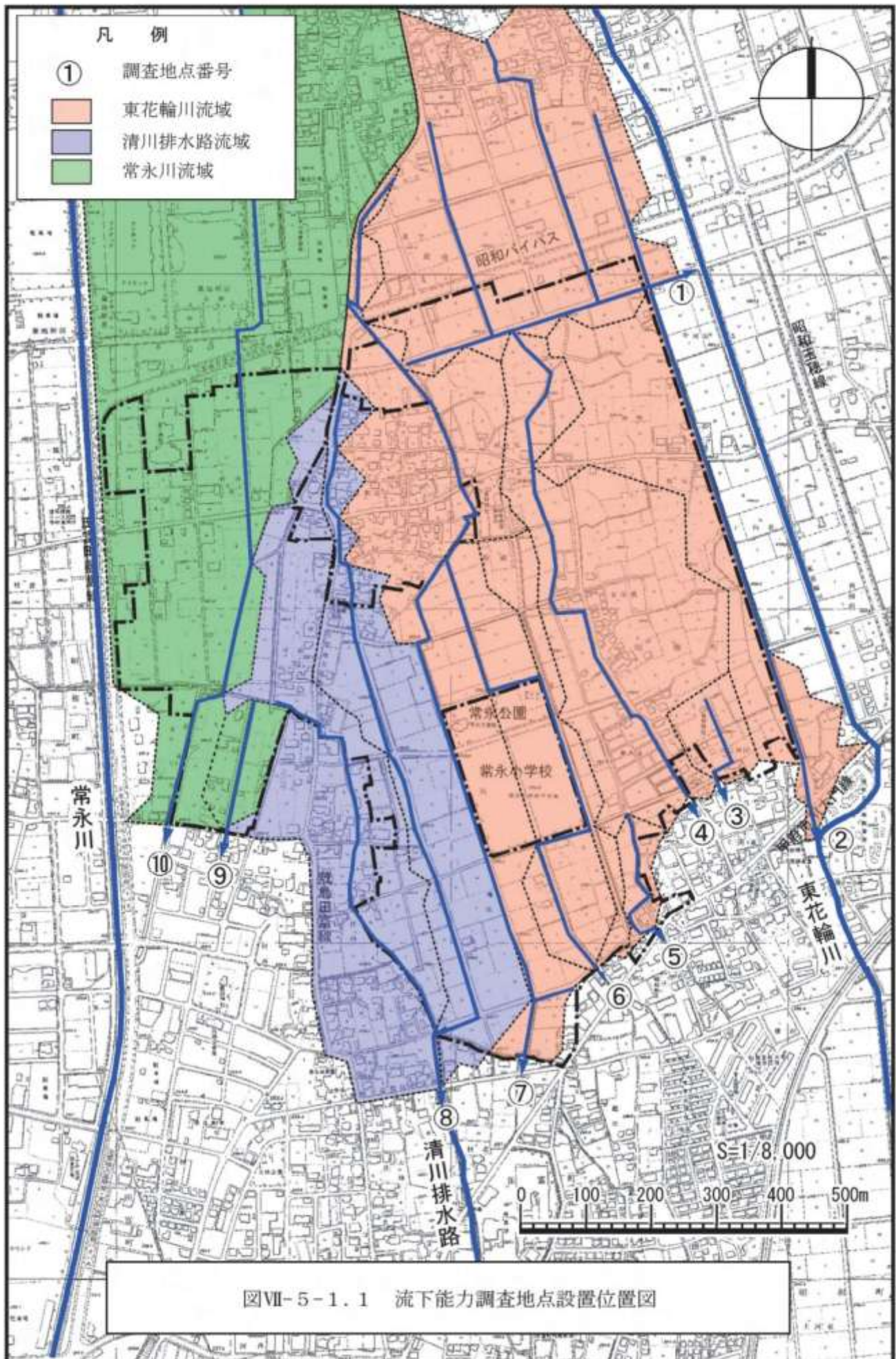
平成23年度における調整池工事中における地下水排水に伴う水質の調査結果は表2-3-3(c)に示すとおりである。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンともに、検出下限値以下であった。

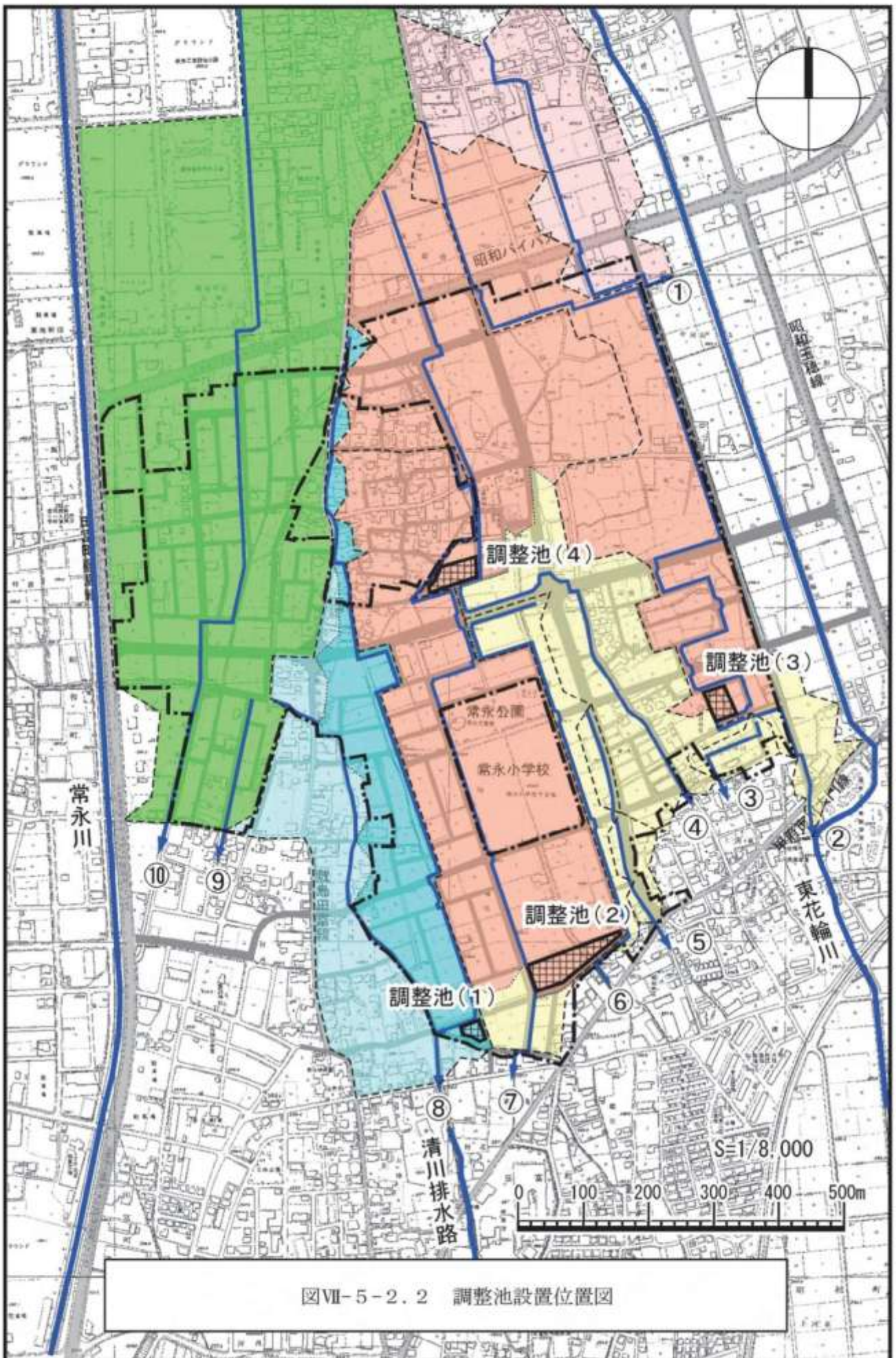
表2-3-3(c) 4号公園調整池（1号調整池）工事における地下水汲み上げ井戸の地下水水質の調査結果

年月日	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
	単位：mg/L	単位：mg/L
平成23年5月30日（月）	<0.007	<0.005
平成23年6月6日（月）	<0.007	<0.005
平成23年6月13日（月）	<0.007	<0.005
平成23年6月20日（月）	<0.007	<0.005
平成23年6月27日（月）	<0.007	<0.005
平成23年7月4日（月）	<0.007	<0.005
平成23年7月11日（月）	<0.007	<0.005
平成23年7月19日（月）	<0.007	<0.005
平成23年7月25日（月）	<0.007	<0.005
平成23年8月1日（月）	<0.007	<0.005
平成23年8月8日（月）	<0.007	<0.005
平成23年8月15日（月）	<0.007	<0.005
平成23年8月22日（月）	<0.007	<0.005
平成23年8月29日（月）	<0.007	<0.005
平成23年9月5日（月）	<0.007	<0.005
平成23年9月12日（月）	<0.007	<0.005
平成23年9月20日（月）	<0.007	<0.005
平成23年9月26日（月）	<0.007	<0.005
平成23年10月3日（月）	<0.007	<0.005
平成23年10月11日（月）	<0.007	<0.005
平成23年10月17日（月）	<0.007	<0.005
平成23年10月24日（月）	<0.007	<0.005
平成23年10月31日（月）	<0.007	<0.005

## b) 地下水の排水管理状況、管理体制

地下水の排水管理状況、管理体制については、調整池の工事に伴い地下水を汲み上げ公共用水域へ排水することになっているが、対象事業実施区域周辺において地下水水質が地下水に係る環境基準を超過している地域がみられることから、対象事業実施区域内の地下水水質を監視し、地下水の排水に伴う影響を把握している。





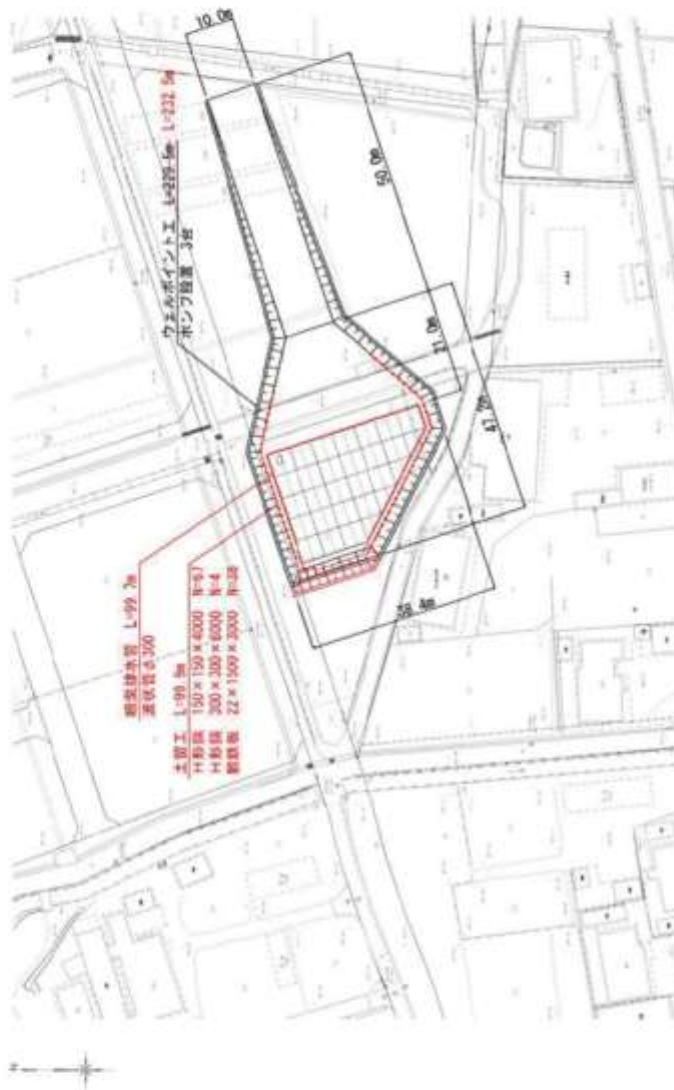
図VII-5-2.2 調整池設置位置図



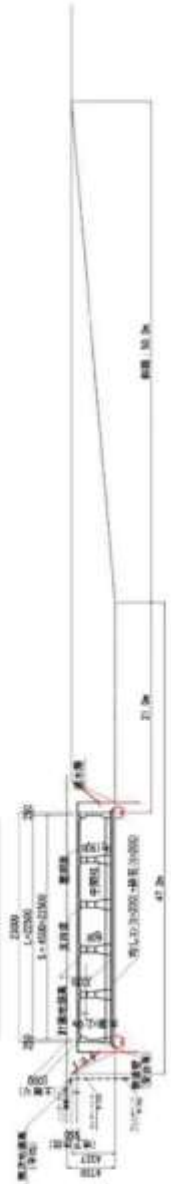
常永1号調整池 仮設平面図

31.5m x 31.5m x 2.0m(水深) [1,110 m<sup>2</sup>(坪)]

平面図 縮尺 1:500



掘削断面図 縮尺 1:250



内容変更

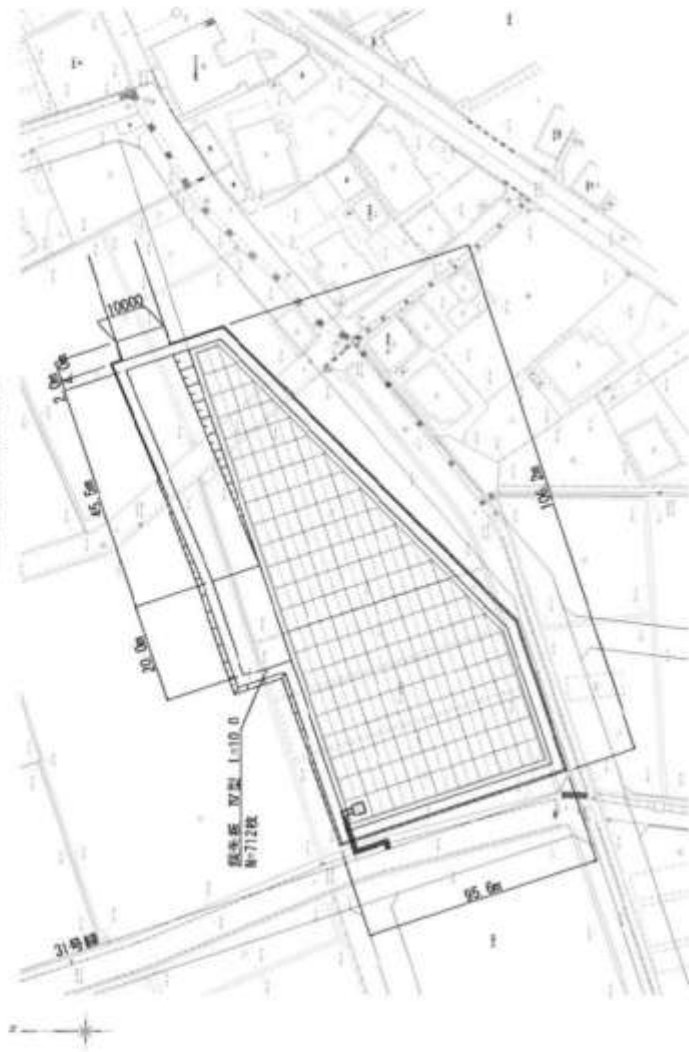
都市計画部 計画課  
市川町南地区地区計画調整課

工事設計図	
工事番号	11-31
図名	常永1号調整池
工事種別	市川町南地区地区計画調整課
製図者	橋本 隆夫
承認者	橋本 隆夫
製図日	11

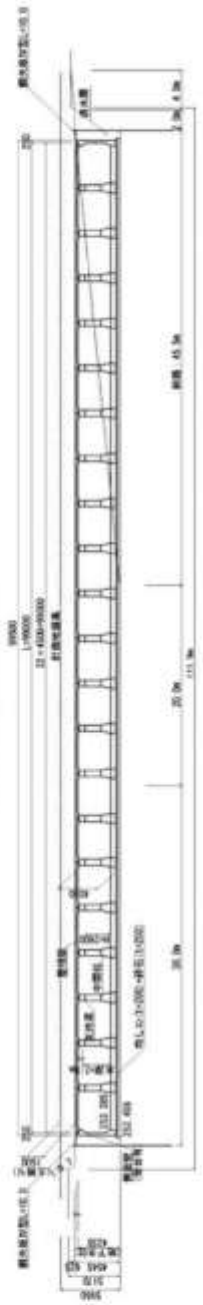
常永2号調整池 仮設平面図

99.5m x 41.0m (水深) [7,770m<sup>3</sup> x 1.7']

平面図 縮尺 1:500



縦断面図 縮尺 1:250



宇治市都市計画課 建築 部 池田水工地区区画整理事業		工事設計図	
工事番号	図面番号	1815.102	1815.102
設計者	監理者	池田水工地区区画整理事業	池田水工地区区画整理事業
工事種別	工事内容	池田水工地区区画整理事業	池田水工地区区画整理事業
図面	縮尺	1:500	1:100

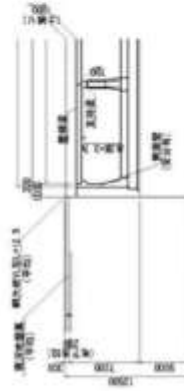
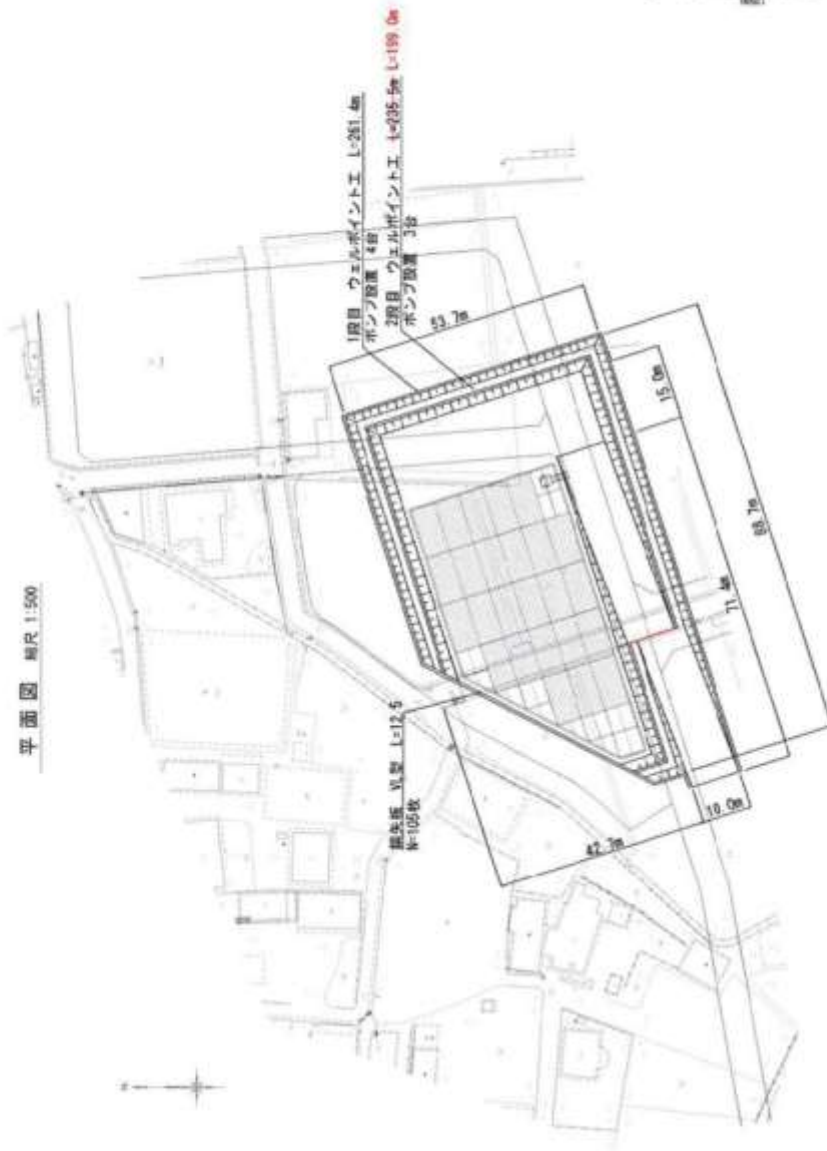




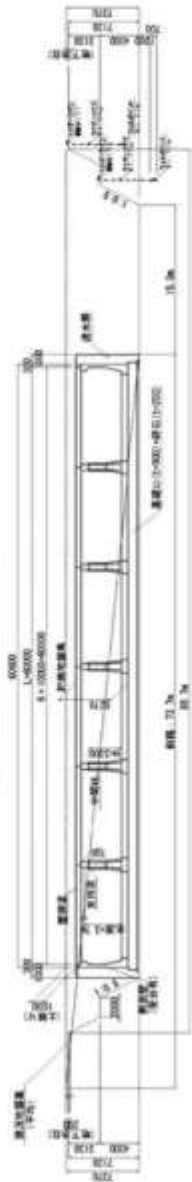
常永4号調整池 仮設平面図

60.0m x 30.0m x 3.7m (水深) [5,300m<sup>3</sup>/17']

平面図 縮尺 1:500



掘削断面図 縮尺 1:250



内容変更

特約設計監理業務  
昭和地産土木建設監理事業

工事内容	
工事種別	建設工事
工事種目	土木建設工事
工事名称	常永4号調整池
数量	1.1

## ○昭和町農地銀行規程

昭和57年3月20日訓令乙第1号

## 昭和町農地銀行規程

## (目的)

**第1条** 地域農業の振興と農業構造の改善に資するため、意欲と能力のある中核農家に農地等の利用権等を集積させることを目的とする。

## (名称)

**第2条** この農地銀行は、昭和町農地銀行（以下「農地銀行」という。）という。

## (業務地域)

**第3条** この農地銀行の業務地域は、昭和町農業振興地域とする。

## (業務)

**第4条** この農地銀行は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 農用地利用増進事業等の流動化施策の啓蒙
- (2) 遊休農地の実態調査と有効利用
- (3) 農地等の売買、貸借を希望する農家の掘り起こしとあつせん
- (4) 農地等の利用に関する相談
- (5) その他農地等の流動化に関する事項

## (組織)

**第5条** この農地銀行の組織は、次により構成するものとする。

## (1) 推進役

ア 推進役は、農業者の代表者及び農業委員会の委員の中から1集落1～3名になるよう、町長が任命又は委嘱する。

イ 推進役は、所属する集落において、農地等の利用権等の出し手、受け手の掘り起こし、あつせん等を行うものとする。

## (2) 役員及び運営委員

ア この農地銀行の業務を円滑に運営するため、次の役員及び運営委員を置く。

会長 1名

副会長 2名

運営委員 13名

イ 会長及び副会長は、運営委員の互選とし、推進役会の承認を得るものとする。

ウ 会長は、この農地銀行を代表し、推進役会において決定した業務の運営を統括する。

エ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

オ 運営委員は、各集落毎に設置される推進役の中から各集落1～3名の代表者をもってこれに充てる。

カ 運営委員は、集落段階での流動化の結びつけについての調整を行うとともに、運営委員会で協議された事項を集落の推進役に連絡する。

(3) 役員及び運営委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された任期は、前任者の残任期間とする。

(推進役会議)

**第6条** 推進役会議は、次の事項について毎年1回開催する。ただし、推進役の3分の2以上の請求があつた場合は、その都度開催することができる。

- (1) 農地銀行の運営に関する事項
- (2) 規程及び業務方法書の変更に関する事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 前3号のほか、必要と認める事項

2 推進役会議は、推進役の過半数をもって成立し、議事は、出席者の議決権の過半数をもって決する。

(運営委員会)

**第7条** この農地銀行の業務を円滑にするため、運営委員会を置き、原則として毎月1回開催し、次の事項について協議するものとする。

- (1) 集落段階で、流動化の結びつけができない案件の処理
- (2) その他、会長が必要と認めた事項

(事務所)

**第8条** この農地銀行の事務所は、昭和町農業委員会に置く。

(事務局)

**第9条** この農地銀行は、第4条の業務を行うため、事務局を設置する。事務局長及び事務局員は、町長が指名する。

(補則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がこれを決める。

#### 附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

## ○昭和町「人・農地プラン」検討会設置要綱

平成25年3月1日訓令第1号

## 昭和町「人・農地プラン」検討会設置要綱

## (目的)

**第1条** 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体（以下「経営体」という。）の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した「人・農地プラン」について検討するため、昭和町「人・農地プラン」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

**第2条** 検討会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「人・農地プラン」の作成に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

## (委員)

**第3条** 検討会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 関係機関（農業委員会、農地利用集積円滑化団体、普及組織等）
- (2) 農業者等（認定農業者、大規模戸別経営者、法人経営者、女性農業者等）

## (任期)

**第4条** 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長等)

**第5条** 検討会に会長、副会長及び書記を置く。

- 2 会長、副会長及び書記は委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。
- 5 書記は、検討会の開催記録と詳細議事録を作成し保管する。

## (検討会)

**第6条** 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、検討会の議長となる。
- 3 検討会は、委員の半数以上が出席し、又は委任がなければ、開くことができない。

## 資料No.20

4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 検討会の庶務は、昭和町役場環境経済課において処理する。

(雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

### 附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

## ○昭和町農業振興地域農地保全助成金の支給に関する要綱

平成22年3月31日告示第8号

(趣旨)

**第1条** 町内の農業振興地域の農地は、食料生産の機能以外に自然環境の形成や景観形成といった機能を併せ持つことから、耕作放棄地の解消と新たな耕作放棄地の発生を防止し、他の地域との調和のとれた快適な自然環境を形成するとともに農業の活性化を図ることを目的として農地保全助成金を交付するものとし、その交付に関しては、昭和町補助金等交付規則（昭和49年昭和町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象農地)

**第2条** 助成の対象となる農地は、町内の農業振興地域内の耕作田とする。ただし、次に掲げる農地を除く。

- (1) 小作農地（永小作権を有し、自作している場合を除く。）
- (2) 農用地利用集積計画に基づく貸借権が設定された農地
- (3) 生産調整により転作された農地
- (4) 委託により耕作されている農地

(対象者)

**第3条** 助成の対象となる者は、町内に住所を有する者で、助成の対象となる年度の6月1日において、前条に規定する対象農地を500平方メートル以上所有するものとする。ただし、助成対象者の属する世帯に納付すべき町税等の滞納者がいる場合は、対象者とししないものとする。

(助成金の額)

**第4条** 助成金の額は、対象農地100平方メートルにつき800円を乗じて得た額とし、8万円を上限とする。ただし、算定した額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

**第5条** 規則第4条の申請書は、農地保全助成金申請書（様式第1号）とし、助成を希望する対象者は、毎年6月末日までに町長に申請するものとする。

(決定の通知)

**第6条** 規則第7条の規定による通知は、農地保全助成金決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

**第7条** 規則第12条の規定による報告は、農地保全助成金実績報告書（様式第3号）により行うものとする。

## 資料No.21

のとする。

(額の確定)

**第8条** 規則第13条の規定による通知は、農地保全助成金確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(助成金の請求)

**第9条** 対象者は、前項の通知を受け取ったときは、農地保全助成金請求書（様式第5号）により、速やかに町長に助成金を請求するものとする。

(助成金の返還)

**第10条** 町長は、対象者が虚偽の申請若しくは不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は助成金の趣旨に反すると認めるときは、当該対象者に対し、助成金の返還を求めるものとする。

### 附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則（平成23年10月3日告示第41号）

この告示は、公示の日から施行する。



## 公園整備方針

表Ⅱ-2-3.8 公園整備方針

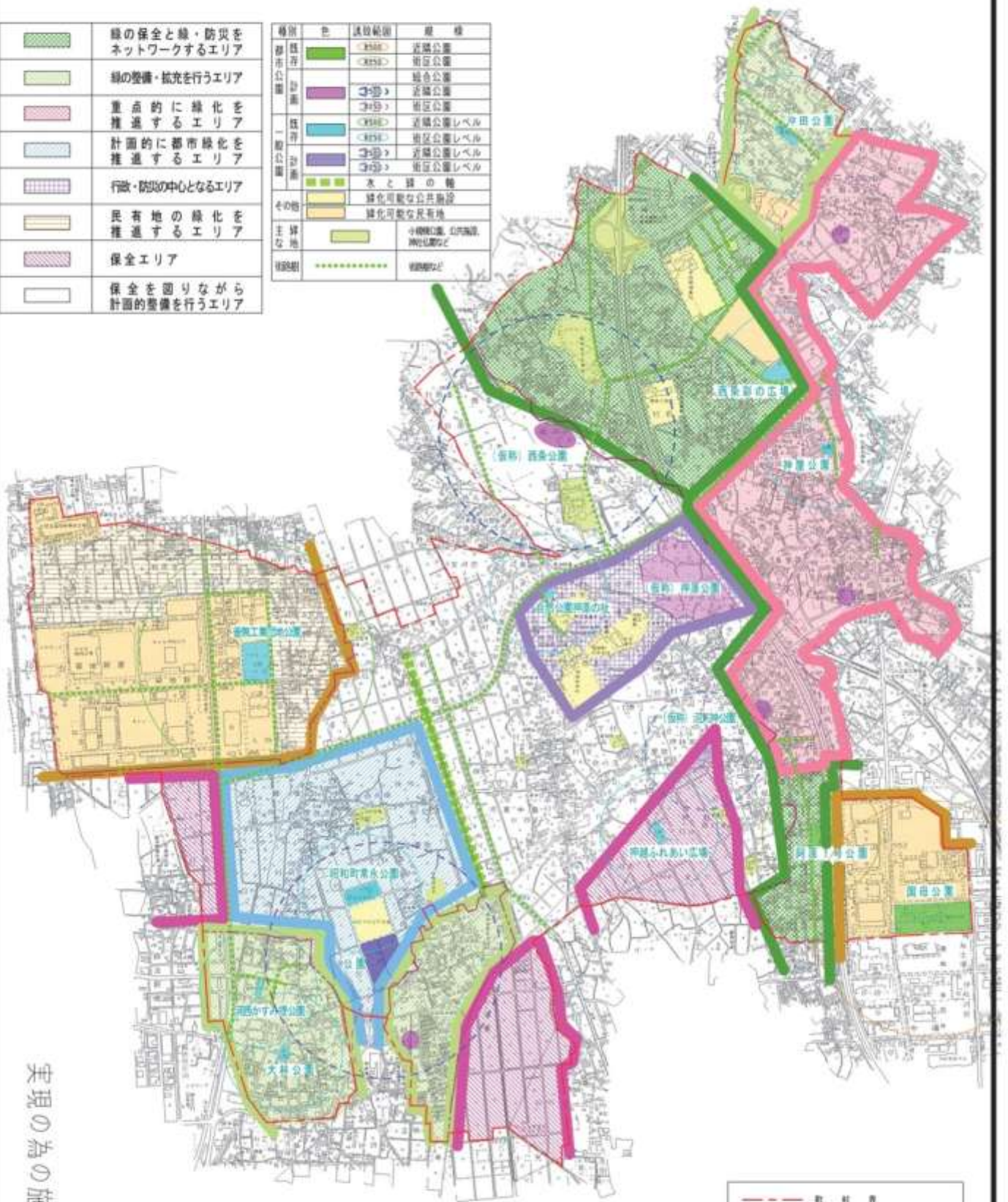
公園種別	面積等	整備方針
近隣公園 (図Ⅱ-2-3.9)	2.9 ha	<p>多目的広場を主体とした公園とする。</p> <p>公園内には水田と畑からなる体験農園(約3,300㎡)を整備し、グリーンツーリズムの場、常永小学校の学校農園・栽培体験実習の場としての活用、一般市民の農業体験の場を提供する。</p> <p>また、公園南部の地下式調整池の上部にはその一部を利用してピオトープ園(4,347㎡)を整備し、地域の水生物や鳥類、昆虫類等の生息環境を創出するとともに常永小学校等の児童に対する地域生態系の環境教育の場を提供する。</p> <p>さらに、常永公園の緑地及び常永小学校の緑地帯との連携を図り、ピオトープ園の緑地と結ぶ緑の回廊(1,634㎡)を公園西側に整備する。緑の回廊には体験農園とピオトープ園とを結ぶ水路を整備し、水田と池との水生物の連続性を保つ。</p>
街区公園	1号公園 (図Ⅱ-2-3.14(1))	0.2 ha かすみ堤と一体的に整備し、かすみ堤プラザにはかすみ堤の歴史等を記載した案内板を設置して、かすみ堤の歴史的意義と存在意義をアピールする場とする。
	2号公園 (図Ⅱ-2-3.14(2))	0.2 ha 土地区画整理事業によるエリア(新市街地)と地区計画エリア(既成市街地)との融合となる「地区の森」(290㎡)を創り込む。 地区の森は、住居の間に整備されるため、クヌギ・コナラ・カエデ類等の落葉広葉(紅葉)樹、コブシ・サクラ等の花木を中心に植栽し、景観性に配慮した植栽とする。
	3号公園 (図Ⅱ-2-3.14(3))	0.3 ha 熊野神社と一体的な公園ととらえるとともに、上河東公会堂を建設する。地区のコミュニティの中心となるシンボル性の高い「鎮守の森」(300㎡)の創出を目指す。 鎮守の森は本地域の潜在自然植生であるシラカシ林を構成する種(カシ類、ヤブツバキ、ヒサカキ、アオキ等の常緑樹及びクヌギ、コナラ、カエデ類等の落葉広葉樹、等)を中心に植栽し、地域の自然と調和した林を創出する。
	4号公園 (図Ⅱ-2-3.14(4))	0.1 ha 地区の河川の最下流部に位置する。調整池からの流出を受け位置にあり、水を活用した公園整備を行う。



公園緑地等に関する土地利用計画図  
(昭和町緑の基本計画より)

	緑の保全と緑・防災をネットワークするエリア
	緑の整備・拡充を行うエリア
	重点的に緑化を推進するエリア
	計画的に都市緑化を推進するエリア
	行政・防災の中心となるエリア
	民有地の緑化を推進するエリア
	保全エリア
	保全を回りながら計画的整備を行うエリア

種別	色	施設範囲	規模
都市公園		公園	近隣公園
		公園	街区公園
一般公園		公園	近隣公園
		公園	街区公園
その他		公園	近隣公園レベル
		公園	街区公園レベル
		公園	街区公園レベル
主要な緑地		水と緑の軸	
		緑化可能な公有地	
緑道網		緑道網など	



--- 町界  
--- 市街化区域・市街化調整区域分界

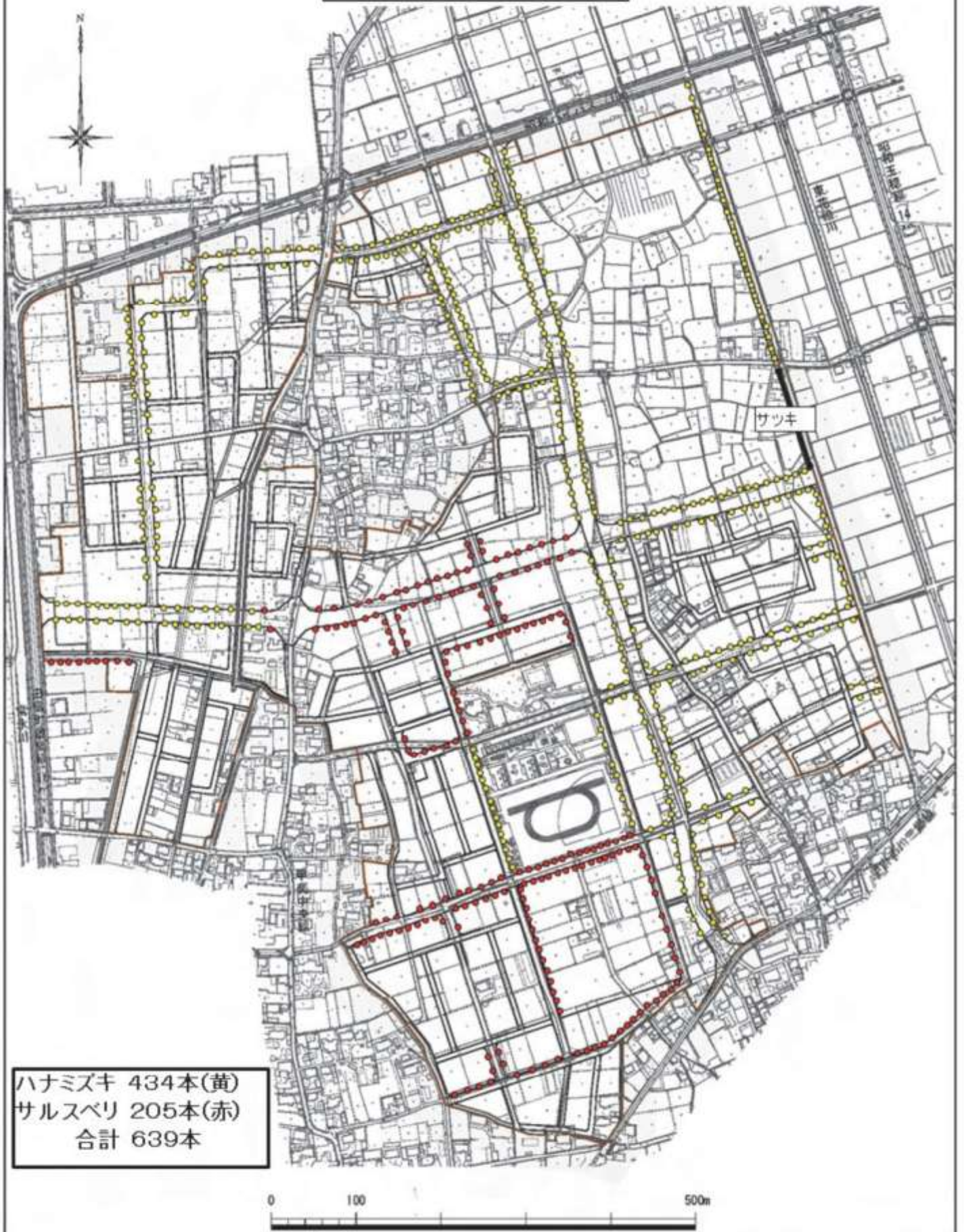
0 500 1000m

6/10

実現の為の施策の方針図



道路植栽柁の位置図



ハナミズキ 434本(黄)  
サルスベリ 205本(赤)  
合計 639本



## ○昭和町生け垣推進に関する補助要綱

平成3年3月25日訓令甲第4号

## 改正

平成16年2月17日訓令第17号

## 昭和町生け垣推進に関する補助要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、青空と緑と産業の町、昭和町の緑豊かな都市環境づくりを図るために生け垣造りを推進し、もって健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (補助基準)

**第2条** この要綱で補助の対象とする生け垣とは、町民が居住するために所有し、又は管理する宅地（専用住宅の建設を目的とした開発行為により造成された宅地で開発行為者の所有に係るものも含む。）の公道（幅員が1.8メートルから4メートル未満の公道の場合にはその中心線から水平距離で2.35メートルの線をその道路の境界線という。）に面した部分に設置するもので別表に定める基準に該当するものとする。

## (補助金額)

**第3条** 補助金額は、次の表1及び表2の区分により算定した額を合計し、100円未満を切り捨てた額とする。

表1

区分	補助対象基本額	補助率
1 樹木の購入経費	生け垣の延長に1メートル当たり9,000円を乗じて得た額	3分の2
2 支柱の購入経費	生け垣の延長に1メートル当たり2,250円を乗じて得た額	同
3 生け垣の設置のためのブロック塀等の取壊し経費	ブロック塀等の面積に1平方メートル当たり、9,000円を乗じて得た額	同
4 植栽地の盛土を囲む経費	ブロックで囲む場合は延長に1メートル当たり14,000円を、レンガの場合は24,000円を乗じて得た額	同

表2

区分	補助金額
樹木の移植経費	生け垣の延長に1メートル当たり3,000円を乗じて得た額

2 前項表1の場合において、生け垣の設置に要する実施経費の単価が補助対象基本額の単価に満たないときは、当該実施経費の3分の2の金額を補助金額とする。

(補助金交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生け垣設置補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

**第5条** 町長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し現地調査を行い適正と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合必要と認めるときは、条件を付して決定することができる。

(交付決定の通知)

**第6条** 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定をした場合は、生け垣設置補助金交付決定通知書（様式第2号）で申請者にその旨を通知するものとする。

(申請事項の変更届)

**第7条** 申請者は、補助金の交付の決定後第4条の規定による申請事項に変更を生じたときは、理由を付して町長の承認を得なければならない。この場合において町長は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(完了及び検査)

**第8条** 申請者は、生け垣の設置が終わつたときは、速やかに完了届（様式第3号）を町長に提出し、検査を受けなければならない。

(補助金交付)

**第9条** 町長は、検査の結果支障がない場合は、補助金を交付するものとする。

(協議)

**第10条** 補助金の交付を受けた者は、積極的に生け垣の育成を保護に努めるとともに、生け垣設置



後5年以内に形状の変更をする場合は、町と協議するものとする。

(補助金の返還)

**第11条** 町長は、次の各号の1に該当する場合は交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(1) 申請事項に偽りがあつたとき。

(2) その他義務違反があつたとき。

(その他)

**第12条** この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年訓令甲第17号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

**別表** (第2条関係)

区分	基準
延長	1 m以上
樹木の規格	樹高(植栽後の宅地面から)1.2m以上、枝幅0.3m以上
樹木の間隔	1 mごとに3本以上
道水路からの後退距離	幹を境界線からおおむね0.5m以上離す
交差点の安全対策	交差点に面した部分の樹高(植栽後の道路面から)を斜辺3mの角切りに相当する部分を道路面から0.8m以下にする。
植栽地の盛土を囲む場合	植栽地の盛土を囲む場合は、ブロックかレンガとしてその高さはブロックの場合は2段、レンガの場合は4段とする。 基礎は、地中20cm、地上10cmの30cmとして、砕石は10cm以上とする。
推薦樹種	ベニカナメモチ、ネズミモチ、サンゴジュ、ドウダンツツジ、シラカシ、キンモクセイ、サザンカ、イヌツゲ、イチイ、コノテガシワ、ヒノキ、ヒイラギ、カイツカイブキ、ニオイヒバ、ニッコウヒバ

資料No.25

避けたい樹種	毛虫の発生、刈り込みに問題がある カラマツ、マサキ、ムクゲ
--------	----------------------------------

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第8条関係）